厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年９月７日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　野瀬宇一郎

２．住所　京都府京都市中京区西ノ京南聖町10―624号

平成28年９月27日

京滋木材産業厚生年金基金

公示送達

東播都市計画事業新野辺南土地区画整理事業清算金の督促状の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第３項の規定による東播都市計画事業新野辺南土地区画整理事業清算金の督促状は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記の２のとおり公告する。

平成28年９月27日

東播都市計画事業新野辺南土地区画整理事業

施行者　加古川市

代表者　加古川市長　岡田　康裕

記

１　送付すべき場所を確知することができないため書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに督促金額

大阪府堺市西区下田町17番27―206号

石濱　憲人　金2,827円

２　通知の内容

東播都市計画事業新野辺南土地区画整理事業の清算金が未納のため督促します。

納付期限　平成28年10月27日

教示

１　この通知に記載された事項（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、督促状については掲載を省略し、それらを兵庫県加古川市新野辺3352番地において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

札幌市西区西野五条六丁目一一番一八号

有限会社三和燃料店

清算人　三和　俊司

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇三一番地二

株式会社エドヴィック

代表清算人　岡山　信広

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

宮城県黒川郡大和町吉岡字西下蔵六四番地

株式会社花だより

代表清算人　勢津　陽子

解散公告

当法人は、平成二十八年八月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

秋田県北秋田市旭町一三番一四号

特定非営利活動法人あんず

清算人　藤嶋　照明

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

福島県伊達市霊山町掛田字新町二番地

有限会社オオカワラ家庭電器

清算人　大河原健一

解散公告

当社は、平成二十八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

福島県二本松市岳温泉一丁目三番地

株式会社扇屋旅館

代表清算人　鈴木　亜矢

解散公告

当社は、平成二十八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

福島県二本松市岳温泉二丁目五八番地

扇屋鈴木安太郎株式会社

代表清算人　鈴木　亜矢

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

茨城県水戸市大町三丁目四番三六号大町ビル六〇三号

有限会社藤沼昭建築設計事務所

清算人　藤沼　昭

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

栃木県宇都宮市若松原一丁目一一番三九号

有限会社スーパーサワダ

清算人　沢田　哲夫